

## 簡易公開調達説明書

「令和5年度南紀熊野ジオパーク学習用ハンドブック制作及び配送委託業務」

令和5年度南紀熊野ジオパーク学習用ハンドブック制作及び配送委託業務については、別途の簡易公開調達公告のとおり、「簡易公開調達」により南紀熊野ジオパーク推進協議会が調達する。

簡易公開調達に参加する者は、下記に掲げる事項を熟知の上、所定の見積書に見積もりする事項を記入し、その見積書を提出しなければならない。

なお、当該見積書の提出後、仕様等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

### 記

- 1 簡易公開調達公告年月日  
令和5年7月24日（月）
- 2 簡易公開調達に付する事項
  - (1) 事業年度  
令和5年度
  - (2) 調達業務の名称  
令和5年度南紀熊野ジオパーク学習用ハンドブック制作及び配送委託業務
  - (3) 調達業務の内容  
南紀熊野ジオパークについての学習用ハンドブック制作及び配送委託業務を実施する。  
仕様書のとおり
  - (4) 契約期間  
契約締結の日から令和6年3月22日（金）まで
- 3 簡易公開調達に参加する者に必要な資格に関する事項  
次に掲げるすべての要件を満たしていること。
  - (1) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号。以下「要綱」という。）に基づき競争入札参加資格者名簿に登録されている者（入札参加資格の停止の期間中である者を除く。）であり、その競争入札参加資格者名簿の業務種目が「大分類『10 企画・広告・手配』の小分類『3 デザイン企画制作・写真撮影』」であること。
  - (2) 和歌山県内に本店を有する者であること。
  - (3) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（平成20年制定）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
  - (4) 和歌山県が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成20年制定）に規定する排除措置を受けている者でないこと。
  - (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

#### 4 仕様書及び簡易公開調達説明書を交付する場所及び期間

##### (1) 場所

南紀熊野ジオパーク推進協議会事務局  
東牟婁郡串本町潮岬 2 8 3 8 - 3 (和歌山県立南紀熊野ジオパークセンター)

##### (2) 期間

令和 5 年 7 月 2 4 日 (月) から令和 5 年 7 月 3 1 日 (月) までの午前 9 時 0 0 分から午後 5 時 0 0 分まで

##### (3) 質問の期間

仕様書及び簡易公開調達説明書について質問がある者は、令和 5 年 7 月 2 4 日 (月) から令和 5 年 7 月 2 8 日 (金) 午後 1 時までの間において、南紀熊野ジオパーク推進協議会事務局に対して、所定の書面 (ファクシミリを含む。) により行うこと。

ア 所定の書面の様式は、仕様書等に対する質問申出書 (様式 1 : 要領別記第 1 号様式) とする。

イ 質問に対しては、原則として令和 5 年 7 月 2 8 日 (金) 午後 5 時までに書面 (ファクシミリを含む。) により回答し、その内容については、南紀熊野ジオパーク推進協議会ホームページへの掲載の方法及び南紀熊野ジオパーク推進協議会事務局での備付けの方法により公表するものとする。ただし、その内容が軽微なものにあつては、南紀熊野ジオパーク推進協議会事務局の担当者による口頭による回答のみとすることができる。

#### 5 簡易公開調達の見積書の提出の場所及び期間 (提出期限)

##### (1) 場所

南紀熊野ジオパーク推進協議会事務局  
東牟婁郡串本町潮岬 2 8 3 8 - 3 (和歌山県立南紀熊野ジオパークセンター)

##### (2) 期間

令和 5 年 7 月 2 4 日 (月) から令和 5 年 7 月 3 1 日 (月) までの午前 9 時 0 0 分から午後 5 時 0 0 分まで

郵送の場合にあつても、当該期間内 (提出期限まで) に必着させること。

#### 6 簡易公開調達の方法に関する事項

##### (1) 簡易公開調達の見積もりは、所定の見積書に見積もりする事項を記入し、その見積書を提出して行うこと。

ア 所定の見積書の様式は、見積書 (様式 2) とする。

イ 見積金額は、調達業務を完了するための価格の総額とする。

また、見積金額は、調達業務に係る一切の諸経費を含めた額とする。

ウ 見積書には、調達業務の名称その他の必要事項を明記した上、見積者 (見積書を提出する者をいう。以下同じ。) の氏名 (商号 (屋号) を含む。法人にあつては、その名称及び代表者の氏名をいう。) を記入して押印 (外国人の署名を含む。以下同じ。) をしておかなければならない。

エ 見積者は、見積書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。ただし、見積書の見積金額は、訂正することができない。

オ 見積書を提出した後は、見積書の書換え、引替え又は撤回をすることができない。

##### (2) 落札者の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。) をもって落札価格とするので、見積者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を見積書に記入すること。

##### (3) 見積書は、封筒に入れ密封し、その封筒の封皮には見積者の氏名及び調達業務の名称を表示すること。

(4) 郵送により見積書を提出する場合には、(3)の手順で作成した封筒を令和5年7月31日(月)午後5時までに、南紀熊野ジオパーク推進協議会事務局へ必着させること。

(5) 簡易公開調達及びその執行については、次に掲げる事項に則り行うものとする。

ア 簡易公開調達事務(開札(封筒を開封し、見積書を確認することをいう。以下同じ。)の事務を含む。)は、南紀熊野ジオパーク推進協議会事務局の複数の職員により行うものとする。

イ 提出期限後の見積書の提出は認めない。

ウ 見積書の開札は、見積書の提出期限後直ちに、簡易公開調達事務を担当する複数の職員が行い、開札の結果(落札者の決定を含む。)については、簡易公開調達見積結果表を作成して整理するものとする。

エ 天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、簡易公開調達を延期(中断を含む。)し、又は取りやめることができる。見積者が談合し、又は不穏な挙動をする等の場合で簡易公開調達を公正に執行できない状況にあると認められたときも、同様とする。

オ その他簡易公開調達の執行については、要領及びこの簡易公開調達説明書に基づき、南紀熊野ジオパーク推進協議会の事務局長が決定する。

## 7 簡易公開調達の無効に関する事項

簡易公開調達公告に示した簡易公開調達に参加する者に必要な資格のない者がした見積もり及びこの簡易公開調達説明書に記載する無効な見積もりに該当する見積もりは、無効とする。

なお、和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格決定通知書を受けた者であっても、決定後入札参加資格の停止の措置を受けて入札参加資格の停止の期間中である者等見積書の提出期限の日の時点で3に掲げる要件を満たしていない者のした見積もりは、無効とする。

次の各号のいずれかに該当する見積もりは、無効とする。

- (1) 簡易公開調達に参加する者に必要な資格のない者がした見積もり
- (2) 所定の提出期限までに提出されなかった見積もり
- (3) 同一事項の簡易公開調達について、見積者が2以上の見積もりをした場合のそのいずれもの見積もり
- (4) 明らかに連合その他の不正な行為によってされたと認められる見積もり
- (5) 記名押印を欠いた見積書による見積もり
- (6) 見積金額を訂正した見積書による見積もり
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な見積書による見積もり
- (8) その他簡易公開調達に関する条件に違反した見積もり

## 8 落札者の決定に関する事項

(1) 簡易公開調達の要件、執行方法等の細目については、要領及びこの簡易公開調達説明書のとおりとする。

天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、簡易公開調達を延期し、又は取りやめることがある。

見積者が談合し、又は不穏な挙動をする等の場合で簡易公開調達を公正に執行できない状況にあると認められたときは、簡易公開調達を延期し、又はこれを廃止することがある。

(2) この簡易公開調達の開札は、南紀熊野ジオパーク推進協議会事務局の複数の職員により行うものとする。

(3) 予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な見積もりを行った者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の見積もりをした者が2人以上あるときは、直ちに当該見積りに代わって当該簡易公開調達事務に関係のない南紀熊野ジオパーク推進協議会事務局の職員

にくじを引かせるものとする。

- (5) 落札者の決定後、契約の締結の日までの間において、落札者が3に掲げるいずれかの要件を満たさなくなったときは、契約を締結しないものとする。この場合において、協議会は落札者に対して損害賠償責任その他の何らの責任を負わないものとする。

9 契約書の要否  
要

10 その他

この簡易公開調達及びそれに基づく発注（契約）に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称

南紀熊野ジオパーク推進協議会事務局

(2) 所在地

東牟婁郡串本町潮岬2838-3（和歌山県立南紀熊野ジオパークセンター）

郵便番号 649-3502

電話番号 0735-67-7100

ファクシミリ番号 0735-67-7191